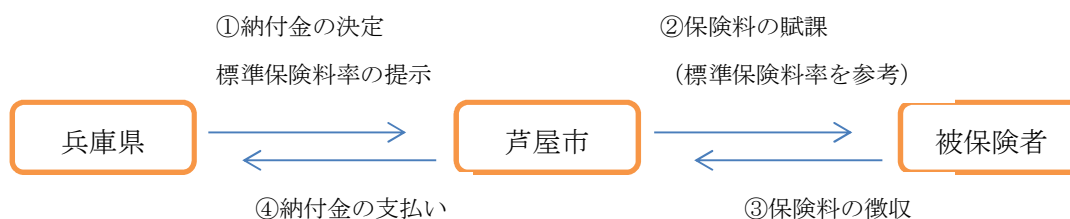


平成31年度 国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について

1 納付金制度について（平成30年度からの国保新制度）

(1) 納付金等の流れ



(※保険給付に必要な費用は県が全額，市へ交付)

2 本算定結果について

(1) 納付金額（激変緩和必要額控除後）

・市が国民健康保険事業費納付金として県へ納付する金額

区分	平成31年度(A)	平成30年度(B)	増減比較(A-B)	
被保険者数	19,176人	20,154人	△978人	△4.9%
被保険者世帯数	11,886世帯	12,465世帯	△579世帯	△4.6%
納付金額	約32億2,000万円	約31億2,000万円	約1億円	+3.2%
1人当たり納付金額 (県平均)	167,649円 (140,488円)	154,317円 (130,427円)	13,332円 (10,061円)	+8.6% (+7.7%)

(2) 保険料収納必要額

・市が保険料で集める必要のある金額

区分	平成31年度(A)	平成30年度(B)	増減比較(A-B)	
保険料収納必要額	約28億700万円	約26億8,800万円	約1億1,900万円	+4.4%
収納率	94.38%	94.05%	0.33ポイント	+0.35%

(3) 標準保険料率（兵庫県内統一の算定方式で算出）

・兵庫県下市町間保険料比較（3方式）

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護給付費分	
所得割	7.22%	(6.3)	2.72%	(2.6)	2.61%	(2.6)
均等割	29,390円	(30,000)	11,016円	(11,640)	13,594円	(13,200)
平等割	20,665円	(20,520)	7,745円	(7,920)	6,349円	(6,360)

()は30年度市保険料率

平成31年度 激変緩和検討のための基準額と措置の方法について

1 算定の前提及び計算方法

- ① 保険給付費は、直近過去3年度の実績をベースに推計（国システムによる試算値）【3,856億円】※
 - ② 改革による影響に着目して激変緩和措置の必要性を判定するため、市町毎に異なる一般会計繰入金、県調整交付金（2号分）、任意給付、保健事業費等を考慮しない額（基準額）で比較
- ※ 診療報酬改定を加味して計算



実際の保険料額とは異なる（実際の保険料額は納付金をもとに軽減分等を加味して市町が決定）

2 基準額（年額）の算定結果

市町名	基準額【一人当たり】 (円)		⑳-㉑ 3年分の 増加率 (%)	1年分の 増加率 (%)※
	㉘決算額を基に 算出した基準額	㉙推計を基に 算出した基準額		
芦屋市	145,674	175,737	20.6%	6.5%
県平均 又は合計	126,391	141,332	11.8%	3.8%

※ 国が示す方法により、1年分に置き換えた増加率（㉘年-㉙年）の3年分の増加率の立法根により算出

3 激変緩和措置の方法と必要額

① 措置対象 : 平成31年度の基準額が、4.8%【基準額の伸び3.8%（変動）+解消幅1.0%（一定）】以上増加する市町の4.8%を超えた部分を措置

② 必要額（見込） : 約10億円（H31）

参考：（30年度）

平成30年度 基準額の算定結果

市町名	基準額【一人当たり】 (円)		㉘-㉙ 2年分の 増加率 (%)	1年分の 増加率 (%)※
	㉘決算額を基に 算出した基準額	㉙推計を基に 算出した基準額		
芦屋市	145,742	156,497	7.4%	3.6%
県平均 又は合計	126,439	131,303	3.8%	1.9%

保険給付費は、直近過去3年度の実績をベースに推計 【3,947億円】

※1年分に置き換えた増加率（㉘-㉙）の2年分の増加率の平方根により算出

① 措置対象 : 改革後の基準額（保険料）が、2.9%【保険料の伸び1.9%（変動）+解消幅1.0%（一定）※】以上増加する市町の2.9%を超えた部分を措置

※ 激変緩和措置については、新制度の施行状況を踏まえ、3年毎に見直し

② 必要額 : 約10億円（H30）